

板倉町告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成26年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年3月7日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成26年3月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成26年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年3月10日（月）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長の施政方針
日程第 4 議案第 1号 板倉町自動車駐車場条例の全部改正について
日程第 5 議案第 2号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第 3号 板倉町行政組織条例の一部改正について
日程第 7 議案第 4号 板倉町行政財産使用料条例の一部改正について
日程第 8 議案第 5号 板倉町下水道条例の一部改正について
日程第 9 議案第 6号 板倉町水道給水条例の一部改正について
日程第10 議案第 7号 板倉町公園条例の一部改正について
日程第11 議案第 8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第 9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
日程第13 議案第10号 町道路線の認定について
日程第14 議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第15 議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第16 議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第17 議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第18 議案第15号 平成26年度板倉町一般会計予算について
日程第19 議案第16号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第20 議案第17号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第21 議案第18号 平成26年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第22 議案第19号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計予算について
日程第23 議案第20号 平成26年度板倉町水道事業会計予算について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん

11番 荻野美友君

12番 野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長	鈴木	優君
総務課長	中里重	義君
企画財政課長	小嶋	栄君
戸籍税務課長	長谷川健	一君
環境水道課長	荻野恭	司君
福祉課長	小野田博	基君
健康介護課長	落合	均君
産業振興課長	山口秀	雄君
都市建設課長	鈴木	渡君
会計管理者	荒井利	和君
教育委員会 教育委員会 局長	根岸一	仁君
農業委員会 農業委員会 局長	山口秀	雄君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉	一年
庶務議事係長	伊藤泰	年
行政安全係長兼 議会事務局書記	根岸光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第10号をもって招集されました平成26年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

○諸般の報告

○議長(野中嘉之君) それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、陳情については、お手元に配付の陳情文書表にあるとおり、「協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書」及び「これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書」の2件が提出されておりますので、報告いたします。

次に、今定例会に付議される案件は、条例の改正議案9件、町道認定議案1件、補正予算議案4件、平成26年度各会計予算議案6件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長(野中嘉之君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

2番 今村好市君

3番 荒井英世君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長(野中嘉之君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月24日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長(秋山豊子さん)登壇]

○議会運営委員長(秋山豊子さん) おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月24日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月10日から

25日までの16日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、議案第1号から議案第10号までについて、提出者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、補正予算関係の議案第11号から議案第14号までの4議案についてですが、本日の本会議で提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し審議します。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。さらに、新年度予算関係の議案第15号から議案第20号までの6議案については、本日は提案者からの議案説明のみを行い、同じく予算決算常任委員会へ付託し、翌週時間をかけて審査を行います。

第2日目の11日は、4人の議員が一般質問を行います。

第3日目の12日は、3人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第4日目の13日は休会とし、第5日目の14日は、午前中に総務文教福祉常任委員会、午後には産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第6日目の15日と第7日目の16日は、休会といたします。

第8日目の17日から第11日目の20日までの4日間は、予算決算常任委員会を開催し、新年度予算についてを集中的に審議します。なお、各課の予算審議終了後に、予算全体の総括質疑を行った後、委員会採決を行います。

第12日目の20日から第15日目の24日までは休会とし、最終日の25日は、新年度予算関係議案の議案第15号から議案第20号について、予算決算常任委員長からの委員長報告の後、それぞれ審議決定を行います。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から25日までの16日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○議長（野中嘉之君） 日程第3、町長より平成26年度の施政方針を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日は、平成26年第1回定例議会を招集させていただき、議員各位には寒戻りの中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、あす3月11日午後2時46分から1分間の黙祷が予定されております。早いもので東日本大震災から丸3年を経過するわけであります。瓦れきの撤去などは進んだようですが、先々の展望が開けぬまま、仮設住宅や避難先あるいは事故などで無念の死を迎えた方々の悲報をニュース等で聞くたびに、いつになったら

「復興」の2文字に値する状況になるのか心中察するところであります。

原発事故による放射能汚染も、ようやく福島県で中間処理施設の交渉が進展しつつあるようでして、該当2町住民の賛否両論にそれぞれ理解しながらも、その方向性には敬意を送るところでございます。汚染水は完全にアンダーコントロールされているとのせんだっての安倍首相の言葉も、漏水事故が起きるたびに不信感が増すのは私だけではないと思います。全体として、安全性や情報公開に不信感が払拭できないまま、再稼働の方向へ流れていく今の政治に、大きな不安を感じるころでもあります。

経済を考えれば、すぐに原発ゼロは無理にしても、安全性を強く考慮したエネルギー政策の方向性の議論ももっと欲しいところではありますが、先般の政権交代の結果、巨大与党の誕生により、決められる政治が実現をしたのはよいけれども、逆に強行を定めた政権運営に慎重さ、謙虚さを望むものであります。既に議論になっている、今後集団的自衛権等の成立への道筋過程、こういったものもどう審議していくのか、非常に見守るべきだと思っております。

さて、大きな喜びの中で7年後の誘致が決定した東京オリンピックに、早速過熱的な特需が出始めていると言われますが、消費税導入の駆け込み需要、被災地復興特需、インフレ誘導策が中心となっているアベノミクス特需により、建設資材あるいは人件費の建設的な、そういったものが急激な値上がりしておるようでして、公共事業も含めた、いわゆる民間の建設事業にも与える影響は甚大であります。物価上昇の牽引役を超えて、逆に公共事業、ハード事業の計画の遅滞を招くような勢いに感じられます。大方の国民に景気回復感がまだない中での諸物価上昇は、今後の経済政策の評価に直結する可能性も含みながら、なおそれでもアベノミクスの成功に期待を注ぎざるを得ないところであります。

ここに来て外交も、近隣関係も含め、悪化が目立ってきております。靖国問題では、安定的な対米関係にまで不信感が漂う状況となっている感は否めません。現内閣のひとり相撲にならなければよいが、あるいは首相自身に疑問符をつけたいと私は考えております。クリミア危機も、G8間では十分話し合っていたと思いますし、ウクライナ、ロシアの国益主張の違いに長期化の懸念があり、また1つ緊張地域が加わることは、世界にとって不幸なことであります。

温暖化、異常気象、昨年もそれを裏づけるような自然災害が日本各地で見受けられましたが、2月中旬の大雪も例外ではないと言われます。特に2月15日の120年ぶりと言われた豪雪は、ご承知のとおり、群馬、埼玉、いわゆる関東圏に大きな被害をもたらしました。豪雪地域でない、どちらかというと無防備とも言える貧弱なハウスに、ふなれさも加わって、予想外の被害と被災となってしまったと言えるかと思えます。中毛地域の壊滅的な被害ほどではないにしても、東毛、当町や館林市の被害も大きなものであり、再生産に大きな影響が確実視される中、国、地方自治体での救済策が打ち出され、これの実施に向け、必要な調査確認作業や事務手続を現在進めております。ようやく国が5割、県、町4割、個人1割の再建を目的とした支援策が決定したようですので、これを軸に復旧措置が始動していくと思われまます。

農業関係だけでなく、一般家庭の車庫や建物への被災においても、お見舞いの実施に向けて、邑楽郡内自治体協調態勢で臨むべく調整中ではありますが、多少の差が出る流れの中で実施されようとしております。近年いろいろな自然災害が、ここに来て一挙に出始めておまして、多面的な防災の必要性を考慮しながら、その都度、注意喚起や何らかの対応等が迫られるわけでありまして、真正面から向き合っていきたいと考えております。

さて、当町26年度予算であります。一般会計53億3,200万程度の歳出を見込み、歳入に繰入金の手当をして同額とするものであります。前年対比約2億円、4%増の予算となっております。4特別会計、加えて水道会計を合わせた全体予算は約93億円ほどでございます。一般会計において、事務的経費44.2%、投資的経費10.5%、その他の経費45.3%であり、自主財源比率は50%ほどとなります。

まず最初に、26年度中、言いかえれば平成27年2月1日ではありますが、町制施行60周年に当たります。私が就任させていただいて、直後、55周年の機会があったわけではありますが、当時の財政状況あるいは課題の山積状況もありましたので、いわゆる55周年事業はカットということで今日まで参りました。十年一区切りということで、記念事業式典の実施を視野に、協議検討の場立ち上げのための予算を3万円ほど計上しております。新年度に入りましたら早急に取り組みを開始したいと思います。方向性、内容が決まり次第、補正の形でお願いしてまいりたいと思っております。

平成26年度の重点事業について申し上げますが、防災事業につきましては、住民意識の高揚を図るため、避難訓練、出前講座等のさらなる推進等を引き続き実施し、庁内組織、各種資機材の点検、補給充実、視点を変えての避難場所、避難方法の検討、飯野地先のミニ防災ステーションの具現化、下五箇地区のほかミニ防災ステーション計画の検討、木造住宅耐震改修促進事業あるいは急傾斜地対策事業等推進をしてまいります。

新庁舎建設ですが、年度前半に用地購入を予定しており、必要な法整備を進めております。新庁舎の基本設計委託料を予算化しておりまして、業者の選定に必要な庁舎建設委員会を立ち上げ、計画概要の審議をいただくことになると思っております。

子育て支援事業につきましては、延長保育、学童保育に加え、病児、病後児保育事業を、館林市ほか邑楽4町の協定を踏まえ、広域利用の形で実施していく予定になっております。

次に、子育て支援金支給事業ですが、文字どおり、支援することにより、活力あるまちづくりを目的とするものであり、4月1日現在で6歳となる新入学の小学1年生を対象に、その児童の保護者に対し、第1子2万円、第2子3万円、第3子以降5万円を支給するものであります。

続いて、子育て支援計画策定事業であります。これが今年から始まるわけですので、平成27年4月施行に向けて、策定委員会で協議検討していく予定であります。

心と体の健康増進事業につきましては、おたふく風邪、水ぼうそう、これは幼児であります。あるいは75歳以上の肺炎球菌の3種に一部町の助成を始める計画ですが、介護予防事業の各種教室、地域サロン、ひとり暮らしの高齢者訪問等引き続き取り組んでまいります。

道路整備についてですが、354号バイパスについては、引き続き29年完成に向け、館林土木と協調しながら、特に国道に並行して走る町単独側道部、おおむね3,460平米の買収を予定しております。八間樋橋関係では、大箇野川はボックスカルバート工事ほか側溝、縁石、歩道舗装工事を予定しております。生活道関係であります。設計4路線、測量3路線、整備工事7路線を予定しております。

農業活性化対策事業についてですが、遊休農地対策、土地改良事業を兼ねながら、担い手に土地の集積を図っていきたくと思っております。米価の下落、高齢化等、取り組むためのマイナス要因が増えていることから、個人負担の少ない交換分合型あるいは小規模基盤整備促進事業等の導入を進めながら、コストダウンを目指した区画の大型化を図りたいと考えております。

あわせて、新制度の中の有利な、米だけに頼らない作目の振興も、あわせて推進していきたいと思っております。また、あわせて後継者の就業意欲を高めるため、年2ないし3回の雇用農業、法人化農業あるいは先進的農業研修、そういった意味での研修の機会も引き続きつくってまいりたいと思っております。今年度、2回計画しましたが、2月に予定していた前橋の雇用型キュウリのハウス経営等の農家視察研修は、大雪のため、視察先がハウス倒壊ということで、前日中止になりまして、手配完了でしたが、非常に残念な結果でもございましたし、先方にはお見舞い申し上げた次第であります。

大雪災害に対する救済対策であります、前述したとおりでございます。

住宅関係事業等につきましては、見舞いで対応となりますが、10万円以上の被害に対して一律1万円の支給ということで、申請を受け付ける方向で周知を図っております。

企業、商業誘致、住宅販売関係ですが、今年度着工中の東鉱商事ほか、契約に向けて進行中1社、ほか全区画引き合いはありますが、他団地との競合しているということが、ほとんどどの区画もそういった形ですので、価格あるいは地耐力、地面の地に耐久の耐、「チタイリョク」あるいは労働力確保の点から、厳しい交渉が予想されております。

商業施設におきましても、有望視されていたものがあり、現在も進行中ではありますが、商圏の不安あるいはオリンピック特需の関係での建設費の高騰等の不安材料から、交渉に不透明感、停滞感が出始めておりまして、気をもんでいるところであります。

住宅関係につきましては、ヤマダさんの2年間で500戸の会長発言とは裏腹に、低調で推移しております。町の担当には、話の初めから、話10分の1でも県、町の通常の販売ペースの上に上積みできるということで、過度な期待はする必要はないと。それでもヤマダの会長の発言でもありましたので、期待もしたいというようなことを言ってまいりましたので、動じずに現実を直視しながら、ヤマダだけに頼ってよろしいのかどうかということも含め、他の展開も含め努力を続ける以外にないだろうと思って模索を進めております。

新エネルギー推進事業については、国、県の施策に合わせた町の需要を見込んだの予算措置であり、前年度の倍以上の当初予算であります。これは、個人住宅に対する太陽光発電の関係であります。原発につきましては、安全性に非常に問題があるということで、万が一事故の場合の究極の環境破壊、あるいは核廃棄物の最終処分の方法が現時点では全く確立されていないということを考えれば、原発ゼロの方向に向かって進むべきと考えますし、またあわせて代替エネルギーのスピーディーな普及、開発が必要であろうと思っておりますが、またその反面、電力の安定供給、コスト、社会経済の維持、あるいは一時的な環境保持、クリーン面から考えれば、原発は絶対に必要という両面があるだけに、国論も二分されているわけでありまして、これらも含め議論の行方を見守りながら、エネルギー対策も進めてまいりたいと思っております。

平地観光活性化についてですが、職員有志若手による検討チームを発足させ、議論研究をいただいております。その他、商工会、農協さんにも、みずからの浮沈をかけて検討いただいているものと思っております。その他現状を心配する町民の皆さんからも、折に触れ考えを聞かせてもらっております。今回のイメージキャラクター制作等もその一環であろうとは思っておりますが、総体的に平地観光は、口で「言うはやすし」、現実は当地域、地方では難しいと、「がたし」ということの認識が1市5町共通認識でありまして、単独の観光資源を町内各産業とももちろん結びつかせながら、そして近隣市町との連携も踏まえて具体化に鋭意努力しているということで、これを引き続き進めてまいりたいと思っております。

渡良瀬・利根架橋につきましては、加須市、栃木市、2市1町、我が町事務レベルで、仮称の協議会立ち上げについて5回の会議を既に行っており、加須市との協議では、市長、副市長も含めて合意に至っております。栃木市におきましては、現市長の4月の改選が絡んで複雑な面もあるようでございまして、一応前向きに対応いただいておりますので、もう少し時間をかける必要があると考えておりまして、渡良瀬・利根ともに架橋の一体的な組織の立ち上げに進めてまいりたいと思っております。

市町村合併につきましては、既に何回か説明してまいりましたが、1市4町を想定した当時の館林市の合併協議の呼びかけに対し、私は推進すべきとの立場で当選させていただきましたが、その後のたった1回の正式な合併に対する話し合いの場で、邑楽、千代田両町は、西邑楽3町の合併を考えたいという話でありました。明和町につきましては、小さくても単独でいく、当面は合併は考えないとの結論でありました。

前後して、公約に基づいて行った我が町の合併に関するアンケートの集計結果で、館林警察署管内1市2町の合併は支持、1市1町、館林と板倉の合併は、1市4町の総合的な合併想定よりも支持率が最下位であり、不支持と捉えておりまして、それらを踏まえて、館林、板倉で明和の同調を得るための努力を引き続き行うことで現状に至っております。したがって、明和次第で、あるいは全体の流れ次第で突然の協議開始もあり得ることを想定し、俗に言う看板と体制は整えておくということでありまして、そういった対応でございいます。

教育行政についてであります。学力、体力の向上あるいは学力テストの開示の問題、あるいはいじめ、不登校等德育の問題、少人数化による学校再編の問題等々、ソフト面でも多岐にわたって課題が当町にもありますが、これらは教育委員会、教育長あるいは学校長等とそのほかの団体も立ち上げるようございいますので、中心に議論をいただきたいと思っております。ハード面におきまして、今年には南小屋上防水工事、中央公民館大ホール天井改修工事、海洋センターの床サンダーがけ工事を中心として教育委員会関係は対応してまいる所存であります。

以上、重点的なものについて概略述べましたが、その他既存事業につきましても、町民の視点に立ち、精査しながら、必要かつ最小限の事業費となるよう、かつまた周辺自治体とのサービス格差がなきよう、現実重視、生活直視の姿勢で頑張りたいと思っております。

本定例会におきましては、議案1号から21号まで上程させていただきましたが、全議案原案どおり可決いただきますよう、よろしく願い申し上げ、なお議会改革基本条例制定後初めての議会でもありますので、私どもの不行き届きな点がありましたら、あらかじめお許しいただきながら、ご教授いただきますようお願い申し上げます。大変ありがとうございました。よろしく願います。

○議長（野中嘉之君） 町長の施政方針演説が終わりました。

○議案第1号 板倉町自動車駐車場条例の全部改正について

○議長（野中嘉之君） これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号 板倉町自動車駐車場条例の全部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第1号について提案の理由を申し上げます。

板倉町自動車駐車場条例の全部改正についてということでもあります。板倉東洋大前駅西口に設置している板倉町駐車場（定期利用駐車場）は、これまで群馬県企業局による用地を借用し、運営を行っておりましたが、平成26年3月31日をもって県へ用地を返還することとなっております。それに伴いまして、現在の町民の森駐車場（一時利用駐車場）であります。その拡張工事を行い、板倉町駐車場を移転し、平成26年4月1日より運用を開始する計画であります。この移転により、駐車場運用方法の一部が変更となりますので、条例の改正を行うものであります。

以上、概要を申し上げましたが、細部については担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） それでは、議案第1号 板倉町自動車駐車場条例の全部改正につきまして、細部のご説明申し上げます。

改正しようとする条例の名称でございますが、板倉町駐車場条例、これまでは自動車駐車場条例でありましたが、「自動車」を省きまして、板倉町駐車場条例としたいというものでございます。

それでは、1条から順次ご説明申し上げます。1条では、本条例の目的を規定しております。朗読申し上げますが、「この条例は、板倉東洋大前駅利用者の利便性の向上と駅周辺の道路交通の円滑化を図るため、駐車場法」、括弧内省略しますが、「第13条第1項並びに地方自治法第228条第1項の規定に基づき、町営駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする」というものでございます。

駐車場法第13条第1項の規定につきましては、駐車場の管理に関する取り扱いが規定されているものでございます。それから、地方自治法の228条第1項につきましては、分担金等に関する規制及び罰則が規定されているものでございます。これらの法律の規定を引用しまして、本条例の目的を規定するものでございます。

次に、2条で設置等について規定するものでございます。現行条例では、このところ、名称等ということで定めておりますが、今回文言を整理しまして、2条では、設置等ということで規定するものでございます。

町営駐車場を次のとおり設置する。名称につきましては、板倉町営駐車場とするものでございます。位置につきましては、板倉町朝日野三丁目3番の3。利用区分については、定期利用及び一時利用ということで、現在の板倉町駐車場の定期利用の取り扱いをこちらへ移すということになります。したがって、板倉町駐車場は廃止しまして、現在の「町民の森駐車場」という名称を、先ほど申し上げましたとおり、「板倉町営駐車場」と変更するものでございます。

次に、3条で利用できる車両について規定しておりますが、これにつきましては従前と全く同じでして、道路交通法第3条に規定する普通自動車を利用できる自動車、車両ということで規定するものでございます。

次に、4条で共用時間について規定しておりますが、条文中、「共用時間は、終日とする」と。これにつきましても従前どおりでございます。

次に、5条で定期利用の許可について規定するものでございますが、現行条例では、5条で定期利用と一時利用の許可関係を規定しております。今回本条例では、それぞれ定期利用と一時利用につきまして、それぞれの許可並びに利用に関する手続、手順を明確化するために、この5条では定期利用の許可関係を規定いたします。次の6条で一時利用の関係、利用券の発行についてを規定するものでございます。そのほか文言を整理しておりますが、5条の規定は、駐車場を定期利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないという規定でございます。

2ページへ参りまして、5条の第2項でございますけれども、許可の期間を規定しております。これにつきましては、12カ月を超えることはできないということで、この期間も、現行条例では6条2項で規定しておりますが、これも従前どおりでございます。

次に、先ほど申し上げましたとおり、6条で一時利用券の発行について規定しております。駐車場を一時利用しようとする者は、一時利用駐車券の発行を受けるものとする。これら、5条で定期利用、6条で一時利用、それぞれの取り扱いの規定を区分けしたものでございます。

次に、7条で利用料金の関係を規定しておりますが、現行条例7条では、「利用料金」でなくて「駐車料金」という文言で規定しておりますが、今回これを見直しまして、利用料金という取り扱いで規定をするものでございます。

それから、現行の条例では8条で料金の徴収方法を規定しておりますが、これを整理しまして、当該7条におきまして、一つの、1条でこの料金の規定と徴収方法を定めるものでございます。朗読しますと、「駐車場の利用料金の額は、別表のとおりとする」。これにつきましては、3ページに別表がございます。別表の第7条関係でございますが、定期利用料金につきましては、1台につき1月5,000円、それから一時利用料金につきましては、1回の入場につき1日500円ということで規定するものでございます。

次に、2項では、定期利用料金の徴収について規定しておりますが、許可を受けるときに、1月分の額に申請した月数を乗じて得た額を一括して徴収するというものでございます。

3項では、一時利用料金の関係を規定してございまして、一時利用料金は、駐車場から退場するときに徴収すると。

それから、4項では、一時利用者が駐車券を紛失したときの取り扱いを規定しております。一時利用駐車券を紛失したときは、町長が定める料金を徴収するものとするということでございますが、この点については従前と取り扱いに変更はございません。

次に、8条で利用料金の減免を規定しております。この関係につきましては、現行条例の第9条の規定と同様でございます。町長は、特別な理由があると認めるときは、利用料金の全部または一部を免除することができるということでございます。

次に、9条で利用料金の不還付を規定しております。現行条例の10条では、この利用料金を還付することができるという規定になっておりますが、本条例では、この「還付をすることができる」はただし書きで定めるものでございます。朗読しますと、「既納の利用料金は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる」という規定でございます。

次に、第10条では、利用の拒否を規定しております。現行条例の11条では、駐車の拒否ということで規定しておりますけれども、これも文言の整理をしまして、本条例案では利用の拒否ということで規定させてい

ただくものでございます。10条を朗読申し上げますと、「町長は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用を拒否することができる」。

1号では、発火性、引火性のある物品を積載している場合。これは、現行条例の11条の2号で規定されているものと同様でございます。

次に、2号では、長期間にわたり駐車場に放置されている場合。これまでも数回であります。長期間放置されたようなケースもありますので、本条例案ではこの2号で新たに放置というものを規定するところでございます。

次に、3号では、前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす場合には拒否をします。

それから、2項では、町長は、前各号に掲げる自動車について必要な措置を講ずることができるという規定を設けてございます。これにつきましては、現行条例では、同様の規定がございまして、新設する部分に当たります。

次に、第11条で禁止行為を規定しております。これにつきましては、現行の条例では12条で規定されているところでございますが、内容的には現行条例と同様でございます。次に掲げる行為をしてはならないと。1号では、駐車場の施設等を破損し、または汚損すること。2号で、他の自動車の駐車を妨げること。3号で、指定された場所以外に駐車すること。

次に、3ページへ参りまして、4号で、みだりに火気を使用し、騒音を発し、またはごみその他汚物を捨てること。5号で、前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること、これが規定されてございます。

次に、第12条では、損害賠償の関係を規定しております。これにつきましても、現行の条例では、13条で損害賠償、それから14条で事故等の免責を規定しているところでございますが、これらを整理しまして、本条1項及び2項でそれぞれを規定するものでございます。利用者は、駐車場の施設等を棄損し、または滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2項では、町は、天災、火災、盗難、接触、衝突その他町の責めに帰さない理由によって生じた損害に対しては、その責めを追わないものとするということでございます。

次に、13条で過料を規定しております。この規定につきましては、現行条例の第15条の規定と同様でございます。根拠は地方自治法の228条第3項の規定に基づくものでございます。朗読いたしますと、「不正行為等により駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする）以下の過料に処する」という規定でございます。

次に、14条では規則委任の規定でございます。これについては現行条例16条の規定と同様でございます。附則でございますが、この条例は26年4月1日から施行するものでございます。

別表につきましては、先ほど申し上げましたので、省略させていただきたいと思っております。

備考の1でございますが、一時利用料金は、駐車場に入場した時点で1日とみなし、午前0時を経過するごとに1日分の額を加算するものとするということでございまして、この辺については、取り扱いを明確にするということで定めているものでございます。

以上、説明を終わりますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 9番、青木です。

利用料金についてですけれども、1カ月分の額に申請した月数を乗じて得た額を一括して徴収するということは、1年間申し込むと、1年間前払い状態で支払うということなのではないでしょうか。それで、この9条に、既納の利用料金は返還しないと。では、1年前払いして、途中で、半年経過した時点とか、ある一定の期間に、いろいろ状況が変わって、利用しなくても済むという状況が生じた場合に、返還を申し出ても返還しないのでしょうか。これは1年契約なのですね、最大。12カ月を超えないというのですから。すると、1カ月、1カ月申請すると、手続は本人も面倒だし、町側も面倒だしということは、通常でいくと1年間契約しておいて、料金は1カ月払いとか、場合によっては、手続上面倒だから3カ月に1回とかというので、わかるのですけれども、1年払いということになると前払い状態になって、その場合に、途中で解約するという状況も生じることがあると思うのです。その場合返還しないのですか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） 7条の規定ですね、利用料金。これは前払いということでありまして、12カ月申し込みがあった場合には、5,000円掛ける12カ月ということで6万円を前納していただきます。これは、基本的に前払いということでご理解いただければと思います。

9条で利用料金の不還付という規定がございますけれども、ただし書きの中で、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができるということで、このただし書きに基づきまして、状況に応じて当然還付をします。ですから、当初例えば1年間、12カ月で申し込みされた場合に、何らかの事情で途中で駐車場の利用が不用になるようなケース、当然これは想定されます。そういった場合には、それに応答する期間の駐車料については、ただし書きをもとに還付するというようになってくるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） よくわからないのですけれども、いろいろ駐車場というと民間でやっているケースが多いですよね。そういうところなんかは、利用料金というのは大体月払いでいろいろやっているケースが多いのかなと思うのです。公営の駐車場の場合なんかでは、こういうケースが多いのですか。年払いとかといって前払い状態、前納というか、そういう形で利用料金を徴収するというような形が多いのでしょうか。

契約は1年でいいです。契約は1年でいいのですけれども、毎月、毎月契約したら、手続上お互いに煩雑になって面倒くさいです。だから、1年契約でいいのですけれども、料金は月払いで振り込みとか、そういうほうが。余りこういうケースは、民間ではないのではないかと思います。新聞の講読料だって、年払いにすれば1カ月間サービスするよとか、そういうようなケースはやっていますよね、そういうのはあるのですけれども。

大体料金的には月払いというような状態で、契約は年間契約でも、支払いは月払いというのが通常の、世の中そんなようなことになっているのが多いかと思うのですけれども、この辺ちょっとどうなのですか。世

間の慣行というのか習慣とちょっと違うような気がするのですけれども、その辺はどういう根拠でこれをされているのか。公営駐車場なんかの場合は、みんなこういうふうに行われているのかどうか、その辺どうなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） どうして前納させるかということから申し上げますと、定期利用の場合、ゲートシステムに駐車券を投入して入ったり出たりするわけでございますけれども、基本的に始期から終期、これがカードの中にデータとして記録されます。ですから、お金をいただいてある期間は、その終期が当然利用カードの中にデータとして記録されますので、おわかりになりますよね。ですから、お金をいただかないのに、例えば12カ月の1年後までの終期をデータ入力するわけにはいかないというところがあります。

12カ月の契約をする方というのは本当にまれでありまして、通常多いのは主に2カ月ぐらいですか。2カ月ぐらいの駐車の契約の方が多いです。ですから、例えば3月1日から2カ月というと4月の末になるわけです。そうすると、カードの中に始期、終期で、3月1日から4月の30日というデータが入ります。でありますから、とりあえずその間は、お金をいただいて利用期間を担保させていただくということです。

それが、例えば3月31日で、4月はもう使わなくてもよくなったといった場合には、当然利用者は1カ月分返還をしてほしいよということで打診してくることになります。これまでもそういったケースがありましたので、条例の中では、基本的には不還付ということで規定しておりますけれども、当然ただし書きを使って、利用者の不利益にならないようには対処していきたいと考えています。

それから、民間の関係については、我々も具体的な運用については詳細はなかなかつかめないところがありまして、月額の利用料金等については、この近隣について調べてありますけれども、例えば一月分ぐらい無料でサービスとか、実際どこがどのように行われているかは把握していないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 課長の説明で少しわかりました。私も時代おくれで、そういう近代兵器の理解というか、頭が古かったので、そういうふうにしたのですけれども。確かに今までは、機械で自動操作、自動徴収しないと……ゲートも何もなくて、民間の駐車場なんて多かったですよ。そういうところでは、そういう管理がいいのでしょうかけれども、今はICカードとか何か、私はよくわからないのだけれども、その中に含まれているから、事前に払ってもらった分だけそういう券を発行するという形になるから、やはり前払いしてもらわないと発行できないと。そうすると、利用者が1年間という前払い料金が大変だということになれば、1カ月とか2カ月単位でその都度申し込むというような形になっていくと。お互いに面倒なのでしょうけれども、お金の関係でそういうことを実行されている人が多いというのが現状ということですね。わかりました。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子君） 障害を持った方への一時利用については無料の考えはないか。また、定期利用の場合は、一部免除、そういったことはお考えになっているのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

基本的にはそういった考えは持っておりません。しかしながら、障害者等の駐車区画につきましては、できるだけ駅に近いところに区画を用意してありますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子君） できましたら、先ほどの無料とか免除とか、そういうのをしていただけたら、そんなにたくさん、毎回、毎回……利用することも少ないでしょうし、また障害者の方も一般の方と比べたら少ないかなと思いますし、また先ほど青木議員の質問のときのシステムですか、そういった関係があつてなかなかできないのか、その辺。できましたら、私は、その辺の緩和というか、そういうものを考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） 先ほど申し上げましたとおり、現時点では考えておりませんので。今後の検討課題かなとは思いますが、すぐにやれるかどうか、これはちょっと難しいかなと。というのは、機械システム等もありますので、そういった面ですぐにというわけにはいかないと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子君） すぐにはできないので、様子を見させてほしいということですが、なるべく早目に全体的な利用の利便性ということを考えた場合にも、できましたらその辺もお考えいただきたいなと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

お答えはいいです。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、議案第2号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題

とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第2号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、板倉町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議決を求めるものであります。

この条例は、地方公務員法第24条6項の規定により、職員の給与に関する事項を定めた条例であります。

公職選挙法第273条の規定により、板倉町選挙管理委員会が、町長の承認を得て職員に選挙事務を委嘱した場合における職員に対する時間外勤務手当または休日勤務手当につきましては、本条例第26条の規定により、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に示されております基準額の範囲内で別に定めた金額を支給しております。今般、町民に対する町予算執行の透明性向上を図るため、本条例を明文化するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） この選挙の手当等につきましては、今までは板倉町においては、恐らく内部規定で規定をして執行していたのかなと思います。今回条例で明文化することについては、非常に評価できるものだと考えております。しかし、金額の決定の方法について質問をしたいと思います。

勤務1時間当たりの給与額を1,000円とした根拠については、今提案理由で、国の国会議員選挙等の執行経費の基準というのがあり、その範囲内で定めていくということではありますが、いかにもその範囲内といえど低い額かなと思います。どのような根拠を持って決めたのかお伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

まず、国の法律で定められております、執行の基準の範囲内ということで支給しているわけですが、これまでの支給の実績を申し上げますと、国政選挙、県政選挙につきましては、時給単価を1,200円で支給してきております。それから、町政選挙につきましては、時給単価1,000円ということで実際には支給してきておったところでございます。

今回これを一律1,000円とするというその根拠でございますけれども、職員の時間外手当の時給単価の計算式に基づいて、職員のそれぞれの単価を算出してみたわけでございますけれども、全職員の勤務時間当たりの給与額のうち一番時給単価が低いのが1,026円という数字がございました。基本的に選挙の事務につきましては、その職務の難易性といいますか、そういったものについては、各選挙事務の役割ごとに比べても、そんなに差はないという判断をさせていただきまして、その最低金額であります1,026円をベースに、端数の26円を切らせていただいて、一律の1,000円ということで取り扱いをしていきたいということでござ

います。

ちなみに昨年の7月に執行されました、参議院議員選挙のときの経費の関係を若干申し上げたいと思いませんけれども、町における選挙経費の執行額が949万4,504円でした。そのうち人件費が435万1,792円で、国の執行経費の算定では、係る執行経費は板倉町に対しては778万5,181円で、うち人件費が535万1,769円という算定で選挙費用が交付されております。国の算定している人件費と実際に町で執行した人件費の割合を見ますと、国の算定から比較しますと81.3%という割合での人件費の執行でございました。

こういう状況の中で、町が超過して負担した費用が170万余ございます。この内容的なもので申し上げますと、やはり備品購入等がどうしても選挙の際に必要なになると。昨年の参議院議員の選挙のときには、投票用紙の自動読み取り分類機という装置を購入しておりますけれども、これが総額で246万7,000円ばかりかかっております。これも参議院選挙だけの予算では買い切れないところがありまして、その前の衆議院議員の総選挙のときにも一部負担して、2回に分けて購入しております。

そういった面で、国が算定をしてくる選挙費用に、町がいわゆる一般財源をどうしても充当していかないと、実際の選挙執行が難しいという中で、1,000円とさせていただいた理由の一つとすれば、人件費相当をできるだけ削減しながら、そういった必要な備品等の購入にもある程度予算を回していきたいという考え方もございます。

そういったことで読み取り分類機が購入されたわけでございますけれども、今後見込まれるものとなりますと、投票箱の購入とか掲示板の固定金具あるいは、これは金額的に大きいのですが、投票管理システム、それから記載台の照明灯等LED化も図っていかなくてはならないということで、今後も国政、県政の選挙で交付される交付金だけでは、こういった必要な備品等の購入もかなり厳しいという状況が予測されますので、もう少し本当は出せるほうがいいのかもかもしれませんけれども、極力人件費の削減を図りたいということで1,000円とさせていただいたところでございます。

以上でございますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 選挙については、非常に限られた時間内で正確性を期するという、通常の一般行政事務とはまた異なる部分が非常に多いのかなと。間違い等は決して許されないという、そういう状況の中で非常に緊張感を持って従事する職員については仕事をしているのかなと、それも長時間。そういうことも含めて、選挙事務については、非常に従来の行政執行事務とは違うという観点から、国においてもある程度の基準をつくっているのかなと思えます。

選挙の執行状況を見てみますと、国においては衆議院、これは解散があるからですが、4年に1回、もしくは平均すると3年か2年半で1回実施をされております。衆議院の場合におきましても、選挙区選挙と比例選挙、非常に複雑になってきております。国民審査がそこについてくると。そういう選挙事務の複雑化が予想されます。それと、参議院についても、3年に1回、6年に2回、これは実施されるわけですから、これも選挙区と比例区が同時に実施されます。県の選挙については、知事選、県議選、これは4年に1回です。町の選挙については、町長選、町議会議員選挙。県の選挙と町の選挙については、非常に国政の選挙よりは事務的には煩雑ではないという部分がありますが、非常に身近な選挙ということで、またこれは違った意味の緊張感があるのかなと私は理解しております。

そういうことを考えると、選挙全体を見ても、8割ぐらいは国、県の選挙なのです。幾ら町の選挙管理委員会が職員を任命して実施するといっても、国、県の委託に基づく選挙でありますから、これについては、全国一律に国政選挙なんか行われるわけですので、板倉町だけが低い人件費で運営するということでは、ある程度はやはり全国レベルを基準にして、それで自治体の事情によって多少の変動はするにしても、国の基準の半分ですよ、今1,000円というのは。

そういうことと、あとは国は、平日の勤務と休日の勤務と休日の深夜勤務、これは投開票、開票事務だと思いますが、そういう多少の休日出勤、もしくは休日の深夜等については格差をつけているのですが、この辺は一律というのはどういうことなのか。

それと、国、県の選挙の執行経費、これについては今中里総務課長から説明がありましたとおり、概算9割ぐらいが執行経費として来るのかなと。人件費が大体半分以上ですよ。この間の参議院選挙については、国は人件費を500万程度見ているが、町は実際400万程度で執行したと。それは以前の執行経費ですよ。この条例で1,000円になったということになれば、もっと下がってしまうでしょう。そういうことも考えて、やはりもう少し県内の自治体の状況、もしくは国政選挙については国全体の平均の、自治体でどういう執行をされているのか、その辺はきちんと調査されて、板倉町についてはこの金額が妥当であろうという判断になったのか、その辺のことをお聞かせいただきたい。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

まず、国の執行経費の基準に関する法律で定められています時間単価は1,760円54銭ということでありますから、今回定めようとしております1,000円というのは2分の1には当たらないです、760円ばかり下がりますけれども。

そういった中で、先ほど申し上げましたとおり、職員給与の時給単価について、全職員1人ずつ計算してみましたら、先ほども申し上げましたとおり、最低が1,026円で最高が2,464円、平均は1,840円という数字が出ておるのは実情、実態です。

単価1,000円でありますけれども、平日の時間外が100分の125でございますから1,500円、それから休日が100分の135で1,620円、深夜が100分の160で1,920円という、それぞれの単価になってまいります。やはり同様申し上げておりますけれども、これまで本町で支給をした手当の単価につきましては、国政、県政が1,200円、それから町政、町長選挙、町議会議員選挙、これについては1,000円の単価で支給しております。したがって、今回1,000円ということで定める上でも、そんなに極端に手当が減少するという事ではないと理解しております。

それと、近隣の町の間を調べてみました。時給で、例えば千代田町は投票の関係は時給で1,800円、それから邑楽町は時給で2,200円、大泉が時給で2,000円という単価ですけれども、これについては、いわゆる勤務時間外についても同様の単価で支給しているという回答を得ていますので、これがいわゆる時間外の勤務時間に相当するとすれば、平日でも1,250円になりますので、ちょっと差は出ますけれども、いずれにしてもそんなに大きく差は出てこないのだろうと判断しまして1,000円と。

繰り返しになりますけれども、これまでの実績も1,000円、町政については時給単価1,000円ということで

やってきておりますから、その辺で考えても適当な単価であるという判断をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 町の超勤の単価を使っていると。どうしてもそれを使わなくては違法なのかどうかということと、選挙の特殊性というのがありますので、さっき話したとおり、邑楽郡内でも板倉より基準単価が倍以上のところもあるわけです。それで、実際の選挙事務は、全くと言っていいほど県政選挙以上は同じことをやるわけです。事務作業、責任、そういうものは同じですよね。手当だけが、板倉は1,000円、邑楽町ですか、2,200円は、基準単価が。これは、やはりどこか不都合ではないのでしょうか。そういうこともきちんと精査して、妥当性の額を出す方がいいのかなと思うのです。

各自治体で事情がありますから、通常の人件費もしくは超過勤務手当等については、その自治体である程度決めても、それはいいのだと思うのですが、こういう全国的な、全県的な、同じ事務を同時に同じレベルでやるというときに、なぜ手当だけがこんなに差が出てきてしまうのか。中里課長は大した差はないですよと言っていますけれども、基準単価で1,000円と2,200円では半分以下です。

では、例えばこの間千二百幾らですか、参議院選挙。前の内規やったときの人件費が四百何万ですよ。国は人件費として五百何万出しているわけです。では、今度1,000になったときに、同じ参議院選挙をやったときに幾らになるのですか、町の職員の人件費は、選挙経費は、人件費は。出していますか。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

1,000円とした場合に、ではどれぐらいの執行経費になるのかということでもありますけれども、これについては昨年の参議院選挙では435万1,000円余であったわけですが、おおむね概算ですけれども、380万から90万円ぐらいになるかなと。これは同じ人数での執務があった場合ということでもあります。

国が算定してくる交付金のうちの人件費、これについても、これはいろいろ考え方はあると思いますけれども、備品の購入とか、それから投票所の改修、修繕の費用だとか、こういったものも当然考えておく必要があるということで、繰り返しになってしまいますけれども、そういった場合に、国が算定してくる人件費、これを同額支出を仮にするとすれば、その残りについては二百数十万でありますけれども、その二百数十万で備品の購入とか、あるいは投票所の経費、それから期日前投票の経費、開票所の経費だとか、あとポスターの掲示板ですとか、もろもろの費用が必要になるわけですから、当然町の一般財源の持ち出しが大きくなっていくと。

確かに人件費、人に対する手当で他町なりと比較しますと、当然少額になるのは、これはそのとおりですけれども、やはり財政が逼迫する中で、もろもろの経費に一般財源の充当額が多くなるということは避けたいということもございまして、それとあわせて、これまで町の選挙では1,000円を基準単価として手当を支給してきたという実例がありましたので、1,000円とさせていただくということでございます。

それともう一つですが、このところ国政選挙の交付金につきましては減額されてきております。今後の国政選挙についての交付金がどうなるか、まだ先はわかりませんが、昨年の参議院議員選挙のときに

は、3年前の参議院議員の選挙のときの経費と比べますと、おおむね90万円国の交付金が減額をされております。そういったこともあって、将来的に増えることはないだろうと。減ることはあっても増えることはないだろうという、そういう展望の中から、今回は1,000円とさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 三百八十何万、1,000円にした場合は、1,250円ですよ、今までは、板倉町は、国政選挙、1,250円で計算して四百何万でしょう。今度は1,000円にすると350万、60万。七、八十万は下がると。それを備品購入費に充てるということだと思えるのですけれども、毎回備品は買わなくてもいいのではないですか。あれは結構、一回買えば使えるものが多いのだと思うので、その辺は多少の、やはり町も、どこの市町村でも、そういうものは自分たちの選挙でも使うわけですから、負担はしている部分があるのだと思うので、私は選挙というのは、人が正確性を、人が中心になって執行する仕事だと理解していますので、国が認めている額そっくり出せというのはなかなか難しいのしょうけれども、ある程度の、ほかの自治体と比較をして、同じ仕事を一斉に同じ時間にやっっているながら、余り差があるというのはよくないのかなという気がしますので、来年4月が統一地方選挙でありますので、その間よく検討して、場合によっては再考をお願いしたいなと思いますので、ぜひ検討するに値するかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

今回のこの改正については、一度通していただきたいと考えております。議員おっしゃるとおり、今後も他町の動向等も当然注意して調査を続けてまいりたいと思っておりますが、そういった中で極端な格差がありありとなるようなことがあるとすれば、これは再考も必要かなと。

それとあわせて、国からの委託金、交付金ですね、こういったものの交付額が、県の委託金も含めまされども、今後どうなっていくか、そういったところも見据えながら、今後の再考の必要性等も考慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ぜひ選挙執行の正確性というのも当然大事なことでありますので、そこに携わる関係者が全国ある程度、一定の時期に一定のことをやるわけですから、余り格差が生じてしまうというのは多少の問題が残るのかなと思いますので、ぜひその辺は、ちょっと期間をかけてしっかり調査、検討して、場合によっては、できれば来年の4月までに方向性を出して、必要であれば条例改正するという事も含めてお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 答弁は要らないね。ほかに。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほど今村さんからいろいろ質問が出て、答弁を聞いていて、いろいろ数字が出てくると、そこにボードでも出してもらっていろいろ説明してもらわないと、頭がこんがらがってわからなく

なってしまうのですけれども、基本的な話、国政選挙なんかの場合には、委託金としてお金が来るわけですよ、各自治体に。委託された金額で、大体この辺の、人件費がそのうち幾らぐらい支払いなさいというか、人件費分としておおよその目安が含まれてきているわけでしょう。そうしたら、その金額を、私らの考えていくと、委託された金額は右から左に払うのが普通なのかと。それを各自治体の裁量で減額しようが、場合によっては増額しようが、それは勝手だよというような指示を受けてやっているのですか、これは。

まず、その基本的な支給の方法。委託された人件費、その他いろんな、さっき言った雑費とか含まれて、参議院の選挙だって900万ぐらい来るのでしょ。そのうち550万ぐらいが人件費分だという想定のもとに委託金があるわけでしょう。そうしたら、そのお金を浮かせて、人件費を浮かせて一般財源に使うという魂胆かなと聞こえるのですけれども、基本的な国が委託金を出しているときの方針では、基本的にはどういうことになっているのですか、まず。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

まず、国の選挙の委託金の関係でございますけれども、これの算定の根拠は……

[何事か言う人あり]

○総務課長（中里重義君） これは、姿勢とすれば、内容的なお金の使い道で申し上げたほうがいいですかね。国の交付金の関係とか、これは人口と、それから有権者数、これが基本で……

○9番（青木秀夫君） そういう細かいことを聞いているのではない。いいですか、委託金が各自治体に来るわけでしょう、選挙運営者に。委託されたお金を、これはおおよそ目安で人件費分ですよ、いろんな選挙運営に必要な印刷機だとか、ああいう立て看板だとか、いろいろな雑費あるわけですよ、食料費だとか、そういうもの。それを乗つけた人件費として、ある一定の金額、細かい金額はいいです。来たものは、どういふふうにしなさいという形で来ているのかということです、方針が。

全額払わなくてもいいのだよと。町、その当時者の裁量で、半額にしようが7割にしようが、それは勝手ですよと、そういう指示で来ているのか、それとも基本的には委託費として支給したものは全額払うのだよという形で来ているのか、その基本的なことを聞いているのです。

○総務課長（中里重義君） これは、来たものは全部使い切るということです。使い切らなければ、残った分はお返ししなくてはなりませんので。

[「返すの」と言う人あり]

○総務課長（中里重義君） はい。返還です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 来た金で余ったものは、お返し、精算して返還しなくてはならないわけね。そうすると、さっき言ったように、千代田町が2,200円とか板倉町が1,000円だという。中里課長の言い方だと、大した差がないというけれども、大したではない、大いに差があるのではないかなと思うのだけれども、さっき今村さんが言ったように。大差ないなんて、大差があるのです。それで、私はこれを見たときに、時給1,000円と。時間外手当が時給1,000円、休日手当が時給1,000円で随分、通常の料金より安くなるというのは非常に不可解なのです。

さっき今村さんが言うように、選挙というものは、突発ではないけれども、まず減多にない仕事として、特例として、本来でいけば通常の残業手当とか、要するに時間外手当とか休日手当とは、また別の視点での手当が出て当然だということで国も見ているのだと思うのです。一般常識はそうだと思うのです。

だから、計算すると、通常で、この前430万ぐらい出ていると言うのです。時給1,200円ぐらいで430万になると。板倉町の職員が100人ぐらい出ているのですか、この選挙事務に。全員ではないのでしょうか。そうすると、どうしてこの430万になってしまうのかという、人件費がです。当日、立会人としては区長とか、ああいう立会人が何人か出ている、それも含めての人件費かなとは思いますが、それだけでも。

この430万、それが今度は390万になるということでしょうけれども、これは大体選挙事務に100人ぐらい出ていると、さっきの1,200円とか、そんな金額だと、20時間やったって2万4,000円ぐらいだ、1人。何で430万になってしまうのかなということもあるわけ。

それで、問題は、差額は出たら返さなくてはならないと。差額は出てしまうのではないですか、これ。出ないのですか、今度。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

差額が出れば当然返還ですけれども、差額はこれまで出たことはありません。先ほども昨年の参議院選挙の経費を申しあげましたけれども、実際には町でこの選挙に関する費用として執行した額は949万4,504円です。国からの交付額は778万5,181円でありますので、町は170万9,000円余追加で負担していると。結果的にそういうことです。これは総経費の、総執行額の18%を町が出しております。949万4,504円のうちの18%、これは町がつけ足して執行しています。

何でということでもありますけれども、当然報酬、立会人の報酬とか、そういったものも全て人件費で支出しております。ですから、このときの人件費の総額は435万1,792円という執行額になっております。当然これは職員の人件費だけではありません。立会人の報酬等です。それとあわせて、国政選挙ですから、選挙期間も長いわけですが、期日前投票の際も、投票管理者として選挙管理委員、それから同補助員が毎日管理者として詰めていたと。あわせて、立会人も毎日2人ずつお願いしていると。そのほか投票日当日、各投票所の立会人は1カ所3名ずつ、そういった方の報酬も当然入っております。

それから、時給単価1,000円ということで、ちょっと誤解されているのかなと思うのですが、時給単価1,000円でありますけれども、平日の時間外については、100分の125ということになりますから、1,000円をベースにしますと1,250円、それから休日については100分の135ですから1,350円、それから休日の深夜については100分の160でありますから1,600円、それぞれその時間に合わせて、1,000円を時給単価としますが、それにその割合を乗じて得た額、実際には、ですから1,250円あるいは1,350円というような単価で、時間数を掛けてその手当を算出するということになりますので。

[「ごまかされる……」と言う人あり]

○総務課長（中里重義君） いや、ごまかすわけではありません。ですから、平日5時、17時15分を経過して後は1,250円という単価で手当を支給します。わかりますよね。

[「わかんないよ。じゃ、聞くよ、もう一回」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 休日の時間内の手当が1,000円ということ、では。それで、休日の時間外というのがあるの、また。5時過ぎたら、休日の時間外と。今、中里課長のだと、1,000円のが5時過ぎれば1,250円になるのですよと、深夜になれば1,600円になるのですよというのは、休日の中にまた時間外とか深夜手当とかというのがあるわけ、そういうのが。そういうややこしい話が。基本ベースとして、平日の時間内と休日の時間内と、そういうふうになっているわけか。

これを見ると、それは我々はわからないのだ。休日なんていうのは、時間外手当みたいだと思っているわけなのです、休日の昼間が。通常日と休日は違うのではないかと、そういうことなのだ。さっき根岸さんがうんうんとうなずいていたのだけれども、そこは私なんか理解できないのです。休日の時間内というのがあるわけだ。それで、5時過ぎて休日の時間外というのがあるわけだ。そういうことなのか。

私なんか、まず休日というだけで通常の日給と違っていいのかと思っていただけです。これを見ると、だから休日になってしまうとか、平日より安くなってしまっているみたいな錯覚していたので、わからなかったのですけれども、そういうことなのか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長、わかりやすく説明してください。

〔「わかりやすく」と言う人あり〕

〔総務課長（中里重義君）登壇〕

○総務課長（中里重義君） では、お答えします。

まず、平日、休日、深夜と休日深夜と3つ取り扱いがあります。平日の時間外、要するに勤務時間8時30分から17時15分、この間はいわゆる通常勤務ですから、その前後、これが平日の時間外手当に当たりますけれども、これがいわゆる時給単価の25%増し。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（中里重義君） はい。大丈夫ですね。休日というのは、土曜、日曜、祝日です。これが35%増しと。ですから、選挙の投票事務については、投票日というのは、もう日曜日というのが通例でありますので、これは投票事務については休日、35%増しで時間給計算すると。それと、休日深夜というのがありますが、これが60%増しでありますけれども、これについては開票事務でここにかかわってくる場合があります。休日深夜。そういったことで、そのように手当については計算して支給するということです。

〔「もう一回」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 休日の35%増しなのでしょう。そうすると、この1,000円というのは何なの、そうなる。

〔「基礎が1,000でしょう」「基本」と言う人あり〕

○9番（青木秀夫君） 時給1,000円ですよという、休日勤務は時給1,000円だと。休日の時間内勤務が35%増しだって説明したのでしょうか。そうしたら、これは1,000円でならないでしょう。どこにベースを置くの。休日の時間内は35%増しというのでしょうか。平常日の通常日をベースにして、35%になってしまうのでしょうか、休日は。そうすると、1,000円というのは、これはどこから出てくるの、この1,000円という数字。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

どこから出てくるのというのは……

「ベースだよ、ベース」と言う人あり]

○総務課長（中里重義君） ベースなのです、これが。ですから、要はこれは平日の勤務時間内、通常の勤務時間帯を1,000円とするということに理解してもらえれば良いと思います。

[何事か言う人あり]

○総務課長（中里重義君） ですから、この改正案の中の18条の3を加えるわけでございますけれども、「公職選挙法の規定により行われる選挙又は投票の執行のために勤務することを命ぜられた職員に対する時間外勤務手当又は休日勤務手当の支給については、第14条及び第15条中「第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「1,000円」とする」と。この17条に規定する勤務1時間当たりの給与額というのは、給料月額掛ける12カ月を、1週間が38.75時間の勤務でありますので、これを52週掛けた数字で割り返すと時間給が出てくるわけです。これで割り返して出てくる時間給というのが、先ほど今村議員の質問のときに答えさせていただいたとおりでありますけれども、最高で2,464円、最低が1,026円という数字が出てくることとなります。ただ、そういった計算するとあるのを、それを全て1,000円とするという、それを定めようとする条項を18条の3で追加したいということなのです。

ですから、通常的时间外手当を計算するための時給単価の計算とは別に、もう単純に1,000円とするのだということです。ですから、今度これが……

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） だから、もっとわかりやすく説明しなくては。この17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額とあるのはと言ったって、私らは全く闇の中の文言なので、全くわからないので、ここがどうなっているのかというのをして、最後は「1,000円」とするという。

では、わかりやすく聞くから。実態は、選挙開票のときの手当、一般的なです。いろいろ個人によって給料単価は違うのしょうけれども、大体平均で1時間幾らぐらいかかっているのか。そんなややこしい、35%増しのどうのこうのとかとやっていくのではなくて、現実に430万参議院の選挙で払っているのしょう。そうすると、職員1人当たりの金額はどのぐらい払っているのかと、そういうふうに言ってもらったほうがわかるのです。1,000円という数字に非常にごまかされてしまうというか。これが、あれ、1,000円だと計算合わないとなかってきてしまうので、そういうのではなくて、実際ではわかりやすく、結論です、払っている。

それで、私が言いたいのは、国から委託費として来ているのだから、その金は、一生懸命浮かそうとかとやっている、その姿勢、それは営利企業が経費を浮かして、社員の人件費を少しでもカットして利益を出そうというのなら、これは意味はわかるのだけれども、一応自治体でやっているわけだから、利益を、営利を目的としている団体ではないわけですから、国から来た場合に、そんなものを浮かして何か意味があるのかなと。そういうことなのです。

さっき言ったように、国から来た金で運営が足りないというのなら、こんなことはしないで、逆に国に委

託金の増額を求めるのがまず先だと思うのだ、足りないのだったら。町負担で170万か何かしているのだよと、中里課長の説明だと。だけれども、さっきの今村議員への説明だと、自動開票機を買って幾らかかったとか、そういうのも入って負担が増えたということになると、170万の負担増は、これは説明にならないわけ。それはずっと使えるわけだから。何回も償却していけば、その費用に充てられるわけだから。

だから、説明のときに、そういう変な、ごまかすようなテクニックを使ったりしないで、すかついた話をしたほうがいいのです。国から900万だか何か来るのだと。来たら、その金で賄えるのだと。浮かすのだと。

ちょっと話は違うのだけれども、こういうのを大学なんかだっぴやっているのだというのだ、よく。例えばよく医学部なんかで、病院の中で医者研修費というの、国から30万出ているのです。研修費というので、国から手当が出ているわけ。ところが、大学によると、人気のある研修医が集まるところは、2万円ぐらいしか払わないで、大学がポケットに入れてしまうのです、それ。国立大学だっぴやっているのです、それ。最近研修医が地方は集まりが悪いというので、30万ぐらい満額出すようになってきたので、猫ばばしてしまったような、金額が足りなくなったので、大変だなんて言っている話を具体的に聞いています、私も。そんなことを……確かに国でも、国立大学でもやっているのだっぴ。私立大学なんか当たり前のようになっているのだっぴ。国から30万研修費というの、手当が出ているにもかかわらず、白衣代ねとかって2万円とか、6万円だとか。最近集まりが悪いところは、満額30万出しているというようなことをやっているわけなのですけれども、それと同じような手法。

それと、もう一つ中里課長に言いたいのは、今みんな盛んに言っているでしょう、アベノミクスなんていってベースアップしろとかって。給料上げろとか、景気を刺激するために。賃金カットというのは、アベノミクスの政策に逆行しているのだ、これ。だから、そこら辺のことを疑問に思うので、さっき今村さんから言ったように、もうちょっとわかりやすく説明して。もし減額するのだったら、私は問題ではないかと思うのです、これ。減額したのを何にしようとしているのかと。そこなのです。

では、最後に1つだけ。さっき言った、わかりやすく、1,000円の単価ではなくて、実態。では、参議院の選挙を例にして幾ら払っているのかと。中里課長は1,000円、1,000円と言うから。1,000円だっぴいう。これは1,000円ではないのだよね、実際はね。平均のです。いろんな人がいるなんてぐちゃぐちゃ言わないで、平均のやつで。この430万の中の、職員が何人従事して幾ら払ったのだよと言えばわかりやすいのです。そうすると、時給の単価を逆算すれば割り出せるのです。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

昨年の参議院議員選挙のときは、1人当たりが2万1,060円です。これは11投票所、1カ所職員10名ということ。総額については、先ほど言ったとおりの総額ということです。

アベノミクスの例えで言われましたけれども、減額だということですが、これまでも町議会議員選挙、町長選挙については、単価は1,000円で支給してきておりますので、町の選挙で比較した場合には、減額には当たっていないということで理解していただければと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

〔「全員じゃねえよ」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） いやいや。では、はっきり手を挙げてください。

〔挙手多数〕

○議長（野中嘉之君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前10時58分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

○議案第3号 板倉町行政組織条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議案第3号 板倉町行政組織条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第3号 板倉町行政組織条例の一部改正についてということでご説明を申し上げます。

本案につきましては、各所管における事務事業の現状確認、事務事業の効率化のために必要と思われる事務分掌の見直し及び適正な人員配置等について、全係長のヒアリング及び課長ヒアリングにおいて検討した結果、現在、福祉課にて所管している高齢福祉に関する事務を健康介護課の所管へと移行し、より町民にわかりやすく、効果的かつ円滑な高齢福祉サービスを提供するために改正するものであります。

以上でございますので、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第4号 板倉町行政財産使用料条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第4号 板倉町行政財産使用料条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第4号 板倉町行政財産使用料条例の一部改正についてということがあります。

本案につきましては、板倉町行政財産使用料条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議決を求めるものであります。

この条例は、地方自治法第228条第1項の規定により、行政財産使用料について定めた条例であります。平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられるため、関連する規定の改正を行うものでございます。具体的には、第4条に規定する使用料に乗じる率を100分の105から100分の108に改めるものであります。

以上、ご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町下水道条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第5号 板倉町下水道条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、第5号ですが、先ほどの4号と同様、消費税アップに伴う改正でございます。

板倉町下水道条例の一部改正について。本案につきまして、条例改正の背景としましては、国の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることとなります。下水道事業におきましても、下水道使用料が消費税課税対象となっているため、板倉町下水道条例に規定されている消費税の転嫁部分についても、税率を5%から8%に改正するものであります。

これが全てでございますので、課長からの説明はございません。よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひます。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町水道給水条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第6号 板倉町水道給水条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく、議案第6号 板倉町水道給水条例の一部改正についてということでありませぬ。

本案につきましては、条例改正の背景としましては、同じく国の消費税の一部を改正する等の法律の施行により、平成26年4月1日から消費税率が5%から同じく8%に引き上げられることになり、収益の根幹をなす水道料金及び加入金が消費税の課税対象となっているため、規定されている消費税の転嫁部分について

も、税率を5%から8%に改正するものであります。

以上、説明でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 板倉町公園条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第7号 板倉町公園条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく、議案第7号 板倉町公園条例の一部改正についてであります。

このことにつきましては、公園の使用料について定めた条例であります。消費税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられるため、関連する規定の改正を行うものであります。

具体的には、第14条関連別表に規定する使用料に乘じる率を100分の105から100分の108に改めるものであります。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議案第8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第8号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成25年6月に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定めていた指定居宅介護支援事業所の事業の人員及び運営に関する基準を都道府県条例で定めることとなり、群馬県において、群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。このため、条例中の厚生労働省令の引用箇所を県条例へ改正を行うものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、課長の説明はございませんが、よろしくお願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第8号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてということでご説明いたします。

本案につきましては、当該条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成26年4月1日に改正されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。

具体的な改正箇所は2点であります。いずれも条例の附則にかかわる部分であります。まず1点目につきましては、借換制度が利用できる融資の申し込み期間を1年延長するものでございます。

2点目につきましては、制度で定められた融資期間を延長することができる借入融資の対象年度と、その延長を申請できる期間をそれぞれ1年ずつ延長するものでございます。

以上の2点でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第10号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第10号 町道路線の認定についてでございます。

本案につきましては、今回認定をお願いいたします路線は、群馬県企業局が設置したメガソーラーに隣接する海老瀬川管理道路を歩道として整備することに伴い、認定するものでございます。

以上でご説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 次に、日程第14、議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第4号）から日程第17、議案第14号 平成25年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第11号から同14号までは、平成25年度各会計の補正予算ですので、一括して説明をさせていただき、後刻議論をお願いしたいと思います。

初めに、議案第11号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。本案につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,189万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億8,420万円とするものであります。

まず、歳入につきましては、地方交付税に7,635万6,000円、分担金及び負担金に86万円、使用料及び手数料に138万円、国庫支出金に397万4,000円、財産収入に8万9,000円、寄附金に59万円、繰越金に8,166万4,000円、町債を6,580万円をそれぞれ追加し、県支出金を251万、繰入金を7,629万9,000円、諸収入を8,000円減額するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費に6,061万8,000円、民生費に7,101万7,000円、教育費に7,167万5,000円、諸支出金に1万円をそれぞれ追加し、議会費を52万6,000円、衛生費を37万5,000円、労働費を50万円、農林水産業費を822万4,000円、商工費を155万円、土木費を3,248万円、消防費を581万円、公債費を195万9,000円減額するものでございます。

また、繰越明許費、地方債につきましても所要の補正をするものであります。

以上、一般会計の補正予算について申し上げます。

次に、議案第12号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ640万8,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ1億3,266万9,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に467万円、繰越金に396万2,000円をそれぞれ追加し、繰入金から222万4,000円を減額するものであります。

次に、歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に296万1,000円を、諸支出金に344万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

次に、議案第13号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,287万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,342万1,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国民健康保険税に921万円、療養給付費等交付金に2,021万1,000円、前期高齢者交付金に258万4,000円、財産収入に2,000円、繰入金に8,186万6,000円、繰越金に4,579万9,000円をそれぞれ追加をし、国庫支出金から1億518万8,000円、県支出金から3,124万4,000円、共同事業交付金から36万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費に301万9,000円を、保険給付費に4,579万9,000円を、基金積立金に2,000円をそれぞれ追加し、後期高齢者支援金等から1,482万円、共同事業拠出金から1,112万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

以上が国保特別会計補正予算についてであります。

次に、議案第14号 板倉町介護保険の特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億4,553万7,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金に84万2,000円、財産収入に2万6,000円、繰入金に16万8,000円をそれぞれ追加し、県支出金を67万5,000円減額するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費に33万5,000円、基金積立金に2万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、平成25年度の介護保険特別会計補正予算についての説明であります。

以上、11号から14号まで一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第11号から議案第14号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号までの4議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議案第15号 平成26年度板倉町一般会計予算について

議案第16号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第17号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第18号 平成26年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第19号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第20号 平成26年度板倉町水道事業会計予算について

○議長（野中嘉之君） 次に、日程第18、議案第15号 平成26年度板倉町一般会計予算から日程第23、議案第20号 平成26年度板倉町水道事業会計予算までの6議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、引き続き議案第15号から20号まで一括して説明させていただきます。26年度の各会計の当初予算でございます。

初めに、議案第15号 平成26年度板倉町一般会計予算についてご説明申し上げます。本案は、平成26年度板倉町一般会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億3,200万円と決めました。これは、前年度対比2億800万、4.1%の増となっております。

まず、歳入につきまして申し上げます。町税であります。17億6,616万5,000円、地方譲与税8,400万円、利子割交付金400万円、配当割交付金400万円、株式等譲渡所得割交付金50万円、地方消費税交付金1億3,800万円、ゴルフ場利用税交付金1,200万円、自動車取得税交付金1,200万円、地方特例交付金600万円、地方交付税12億8,000万円、交通安全対策特別交付金200万円、分担金及び負担金5,744万1,000円、使用料及び手数料6,450万9,000円、国庫支出金4億4,551万1,000円、県支出金3億2,891万3,000円、財産収入512万5,000円、寄附金4,000円、繰入金6億1,889万8,000円、繰越金1億円、諸収入5,283万4,000円、町債3億5,010万円です。

次に、歳出であります。議会費9,297万7,000円、総務費9億1,282万4,000円、民生費16億3,896万円、衛生費5億4,813万2,000円、労働費24万8,000円、農林水産業費2億470万4,000円、商工費7,419万4,000円、土木費5億4,159万9,000円、消防費2億8,343万4,000円、教育費5億1,414万6,000円、災害復旧費1,000円、公債費5億1,076万4,000円、諸支出金に1万7,000円、予備費1,000万円でございます。なお、自主財源比率は50.0%、依存財源比率が50.0%の構成比率となっております。

以上が平成26年度一般会計予算の大筋であります。

次に、議案第16号 平成26年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,384万円と定めるものでございまして、前年度対比7.2%の増額となっております。増額の主な理由につきましては、広域連合への納付金の増額によるものであります。

まず、歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料9,060万6,000円、繰入金に4,312万7,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費166万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,897万3,000円、予備費300万円でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計予算であります。

続いて、議案第17号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5,807万8,000円と定めるものでございまして、前年度対比0.7%の減額となっております。なお、減額の主な理由につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金等の減額によるものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 5億1,719万9,000円、国庫支出金 4億5,995万5,000円、療養給付費等交付金 1億2,910万1,000円、前期高齢者交付金 3億4,017万7,000円、県支出金 1億381万4,000円、共同事業交付金 2億1,431万4,000円、繰入金 1億4,219万3,000円であります。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費12億3,716万9,000円、後期高齢者支援金等につきましては 2億7,626万1,000円、介護納付金 1億3,533万3,000円、共同事業拠出金 2億3,611万8,000円でございます。

以上が国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、同じく議案第18号 平成26年度板倉町介護保険特別会計予算についてであります。本案につきましては、平成26年度介護保険特別会計の当初予算であります。3年を1期とした高齢者福祉計画の策定の年度であり、高齢期に達した団塊の世代が平成37年までに75歳になることから、平成37年を見据えた計画の策定が求められております。このような現状を踏まえ、適正な計画の策定及び給付費の適正かつ効率的な運用を念頭に予算編成をしたところであります。平成26年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を11億5,598万5,000円と定めるものであります。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料 2億1,213万2,000円、国庫支出金 2億5,642万1,000円、支払基金交付金 3億1,746万7,000円、県支出金 1億6,283万9,000円、繰入金 2億711万2,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費4,519万7,000円、保険給付費10億7,908万3,000円、地域支援事業3,039万4,000円でございます。歳出の93.3%は保険給付費が占めておる状況でございます。

以上で介護保険特別会計予算についての説明であります。

次に、議案第19号 板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。本案につきましては、平成26年度の下水道事業特別会計の予算であります。本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在、板倉ニュータウン区域218ヘクタールのうち約145ヘクタールを共用しております。平成26年度におきましても、引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適正な維持管理を中心に予算を計上しております。

平成26年度の予算につきましては、総額 1億7,953万2,000円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料4,600万3,000円、他会計繰入金 1億2,652万4,000円、繰越金700万円を見込む会計として計上いたしました。施設整備工事の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましては、それぞれ存目程度を計上しております。預金利子、雑入につきましても、それぞれ存目の計上であります。

次に、歳出につきましては、下水道費7,736万6,000円、公債費9,916万6,000円、予備費300万円を計上いたしました次第であります。

以上、板倉町下水道事業特別会計予算、26年度の説明であります。

最後に、議案第20号 平成26年度板倉町水道事業会計予算についてでございます。本町の水道事業は、近年の国内経済の長期停滞と高齢社会等の社会的課題を背景に、収益の増加が見込めない状況にありながら、

その一方で施設の老朽化が進み、深刻な状況に直面しているところであります。このような現状の中での予算編成でございますが、今後も町民の皆様へ安心安全な水を安定供給をするために、水道事業の広域化や老朽化した各浄水場の維持管理及び改良に重点を置き、残存する石綿セメント管についても継続して布設がえ工事及び漏水対策を実施する予算編成であります。

予算の概要につきましては、まず予算第3条、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を3億5,878万8,000円、水道事業費用を3億2,627万5,000円といたしました。

次に、予算第4条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を5,748万4,000円、資本的支出を2億926万2,000円といたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,177万8,000円については、内部留保資金及び減債積立金で補填するものでございます。

以上が板倉町水道事業の26年度会計予算でございます。

以上、15号から20号までを一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第15号から議案第20号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第20号まで6議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時49分）